

熊本県公報

号外 第 57 号
平成 16 年 9 月 21 日 (火)
(毎週 月・水・金発行)

目 次

規 則

- 熊本県行政書士法施行細則の一部を改正する規則……………(市町村総室) 1

本号で公布された規則のあらまし

◇熊本県行政書士法施行細則の一部を改正する規則

- 1 行政書士法及び行政書士法施行規則の一部改正に伴い、行政書士法人である会員に関し行政書士会が知事に報告すべき事項を定める等所要の改正を行うこととした。
- 2 この規則は、公布の日から施行することとした。

規 則

熊本県行政書士法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成 16 年 9 月 21 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県規則第 45 号

熊本県行政書士法施行細則の一部を改正する規則
熊本県行政書士法施行細則（昭和 47 年熊本県規則第 73 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中「第 9 条」を「第 9 条第 1 項（法第 13 条の 7 において準用する場合を含む。次項において同じ。）」に、「知事が」を「知事の」に改め、同条第 2 項中「行政書士」の次に「（行政書士の使用人である行政書士又は行政書士法人の社員若しくは使用人である行政書士を除く。）又は行政書士法人」を加え、「第 9 条」を「第 9 条第 1 項」に改める。

第 4 条中「第 13 条第 2 項」を「第 13 条の 22 第 2 項」に改める。

第 5 条中「事項及び次に掲げる」を「総務省令で定める」に改め、同条各号を削り、同条に次の 2 項を加える。

- 2 行政書士法施行規則（昭和 26 年総理府令第 5 号。次項において「府令」という。）第 17 条の 2 第 1 項第 5 号に規定する知事の定める事項は、次に掲げる事項とする。
 - (1) 行政書士である会員の総数
 - (2) 前 1 年間における行政書士である会員の入会者数及び退会者数
- 3 府令第 17 条の 2 第 2 項第 3 号に規定する知事の定める事項は、次に掲げる事項とする。
 - (1) 行政書士法人である会員の総数
 - (2) 前 1 年間における行政書士法人である会員の入会者数及び退会者数
 - (3) 行政書士法人である会員が熊本県行政書士会の会員となった年月日
 - (4) 行政書士法人を代表すべき社員が定められているときは、当該社員の氏名

別記第 3 号様式（表）中「第 13 条第 1 項」を「第 13 条の 22 第 1 項」に改め、同様式（裏）中「第 13 条」を「第 13 条の 22」に改め、「行政書士」の次に「又は行政書士法人」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

